



2022.10.20

No.96

# 芦屋「九条の会」ニュース

発行責任者：片岡隆 連絡先 090-7118-2312  
<http://ashiya9.web.fc2.com/>

「終わったこと」では済まさない！憲法 14・19 条違反の「国葬」強行に抗議します

## 「台湾有事」を「日本有事」にしてはならない

9月19日は、集団的自衛権行使を容認する安保関連法案が2015年に可決成立して7年の日でした。今夏、ハワイ沖でのリムパック（環太平洋合同演習）では、安保安法制＝集団的自衛権発動を想定した訓練が初めて行われたとのこと。ロシアによるウクライナ侵略や北朝鮮のミサイル連発と「台湾有事」「尖閣問題」を結びつけての9条改憲、軍事費倍増（GDP比2%化）や敵基地攻撃能力保有の動きが強まっています。折しも、8月末には、麻生元首相が自派研修会で「沖縄、与那国島にしても与論島にしても台湾でドンパチが始まることになれば戦闘区域外とは言い切れないほどの状況になり、戦争が起きる可能性は十分に考えられる」と語りました。「だから軍備増強を」との主張ですが、そうではなく、麻生氏は、まず「『台湾有事』にしてはならぬ」、次に不幸にして「台湾有事」となった場合にも、それを「日本有事」にしないためには「何をすべきか」を語るべきでした。

日本とくに南西諸島が戦場になる危険性の根源は、第一に米軍基地と自衛隊基地の存在、第二に集団的自衛権行使を容認した安保安法制です。「台湾有事」の際の米軍介入により在日米軍基地が攻撃を受けることによる自衛隊参戦（安保条約第5条「日米共同行動」）、さらに日本の施政権外で米軍が攻撃された場合に集団的自衛権行使による参戦（安保安法制）です。

自衛隊は1954年の創設以来、今日まで殺し・殺されることがありませんでした。アフガニスタン侵攻やイラク戦争では派遣されましたが、インド洋上での給油や「非戦闘地域」での給水活動等の後方支援にとどまりました。それは、第一に憲法9条が存在すること、第二に自衛隊が専守防衛に徹すること、第三に歴代内閣が集団的自衛権行使を否定してきたからです。すなわち憲法9条が戦闘行為を阻み、隊員・国民・国土を戦火から守ってきたのです。

## 日中両国政府は共同声明と平和友好条約を順守せよ

それを破壊したのが安保安法制。「存立危機事態」と認定されれば、他国に対する武力攻撃であっても、自衛隊の武力行使が容認されました。「存立危機事態」とは「わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」（「事態対処法」第4条）とされ、その認定には国会の事前承認が必要（第9条）ですが、「国会の承認を得るいとまがない」と政府が判断すれば事後に回せます（第9条4項）。「何でも閣議決定」政権は、国会に諮らないまま「存立危機事態」を認定し、国民を戦争に引きずり込んでいく恐れが大きいと警戒せざるを得ません。

今年は、日中共同声明（1972年9月）から50年。中国の覇権主義と人権侵害を糾弾するとともに、台湾問題については「台湾住民の民意を尊重した平和的解決」を強く要求します。そして、両国政府が「（平和5原則）及び国際連合憲章の原則に基づき、……相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認」した共同声明（第6項）と日中平和友好条約（1978年9月）を順守し、軍事増強競争から脱却して両国及び東アジアの平和友好を本気で追求することを求めます。（久保富三夫記）